

愛知県司法書士会司法書士総合相談センター無料相談利用規約改正内容

改正前	改正後
第3条 （利用上の制限） 以下の場合には、利用者は本サービスを利用することはできません。 （1）ないし（4） 【省略】 <u>（5）【新設】</u> （5）その他当会が不適切であると判断したとき（第4条（禁止行為）に定める場合を含む） 第5条 （本サービスの提供の停止等） 1 【省略】 2 前項に基づき本サービスの全部または一部を停止または中断したことに起因して利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、<u>当会はいかなる責任も負わないものとする。</u> 第9条 （相談時間） 面談相談およびウェブ相談の相談時間は1時間以内とします。但し、当該利用者の相談内容の整理等の時間を含むため、実際の相談時間は最長50分となります。 2 <u>【新設】</u> 第11条 （利益相反における相談の中止） 1 【省略】 2 前項により相談を中止したことに起因して、利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、<u>当会および登録司法書士はいかなる責任も負わないものとします。</u> 第15条 （免責） 1 本サービスは、登録司法書士が利用者から提供される情報に基づいて、一般的な回答をするものであり、本サービスを通じて利用者が得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等について、<u>当会および登録司法書士が保証するものではありません。</u> 2 ないし6 【省略】	第3条 （利用上の制限） 【同左】 （1）ないし（4） 【同左】 <u>（5）利用者自身が作成する書類等の作成方法や作成した書類等の記載内容及びその効力の確認等のために本サービスを利用すること</u> （6） 【同左】 第5条 （本サービスの提供の停止等） 1 【同左】 2 前項に基づき本サービスの全部または一部を停止または中断したことに起因して利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、<u>当会に故意または重大な過失がある場合を除き、当会は一切の責任を負わないものとします。</u> 第9条 （相談時間） 面談相談<u>及びウェブ相談における相談時間は、各総合相談センターがそれぞれ定めた相談時間の制限の範囲内とし、利用者はこれを超えて利用することはできません。</u> 2 <u>当会及び相談員たる登録司法書士が本サービスの円滑な運営に必要と判断したときは、前項の相談時間の制限内であっても本サービスの提供を終了することがあります。</u> 第11条 （利益相反における相談の中止） 1 【同左】 2 前項により相談を中止したことに起因して、利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、<u>当会及び登録司法書士に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。</u> 第15条 （免責） 1 本サービスは、登録司法書士が利用者から提供される情報に基づいて、一般的な回答をするものであり、本サービスを通じて利用者が得る情報等について、その完全性、正確性、<u>確実性、有用性等について、当会及び登録司法書士が保証するものではありません。</u> 2 ないし6 【同左】

第 17 条 （本規約の変更等） 1 当会は、<u>いつでも本規約を変更し、または廃止することができます。</u> 2 本規約の変更または廃止により、利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、<u>当会はいかなる責任も負わないもの</u>とします。	第 17 条 （本規約の変更等） 1 当会は、<u>法令の変更、サービス内容の変更、またはその他の合理的な理由に基づき、本規約を変更し、または廃止することがあります。</u>この場合、当会の変更後の規約の効力発生時期及び内容を、効力発生日の少なくとも 3 営業日前までに当会ホームページ上に<u>掲示するものとします。</u> 2 本規約の変更または廃止により、利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、<u>当会に故意または重大な過失がある場合を除き、当会は一切の責任を負わないもの</u>とします。
---	--